

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第35号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年1月12日 21時00分（日本時間、以下同じ）ごろ	
発生場所	南西インド洋のマダガスカル島東方沖 （概位 南緯21°45.0′ 東経51°46.0′）	
事故等調査の経過	平成22年2月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	漁船 第十五福積丸、409トン 135625、株式会社 福積丸 機関長、四級海技士（機関） なし 主機の調速機駆動歯車が損傷	
事故等の経過	本船は、南西インド洋のマダガスカル島東方沖で操業を繰り返していたところ、荒天下、漁場を移動中の平成22年1月12日21時00分ごろ、主機が突然自停した。 本船は、主機の調速機駆動歯車の損傷が判明したことから、操業を断念して救助を依頼し、来援したタグボートにえい航され、1月17日12時00分ごろ、最寄りの港に寄港した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 10 海象：荒天	
その他の事項	本インシデント発生前に、不具合等の前兆はなかった。 最寄の港に寄港後、主機の調速機を開放して点検したところ、駆動縦軸の軸受が潤滑不良により焼損していた。 調速機の潤滑は、主機のシステム油から分岐する系統であった。 本船は、潤滑油のテストキットを積載しており、船上で潤滑油をテストし、その色相を見ながら新替時期を決めていたが、操業がのびて新替時期が遅れていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 あり 不明 本船は、荒天下、マダガスカル島東方沖において漁場移動中、主機調速機の駆動歯車が損傷して自停したものと考えられる。 本船は、荒天によって、船体動揺に伴い、主機の回転が変動していた可能性があると考えられる。 主機の潤滑油は、新替時期が遅れ、潤滑油の性状が劣化していた可能性があると考えられる。 主機の調速機駆動歯車は、主機回転の変動に伴う負荷変動と潤滑油の性状劣化の影響で軸受が焼損

	したことから、損傷した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、マダガスカル東方沖において漁場移動中、主機調速機が、負荷変動と潤滑油の性状劣化の影響で損傷したため、主機の運転ができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。